

簡易専用水道 小規模簡易専用水道 の管理について

日出町上下水道課

簡易専用水道とは

市町村等の水道事業から供給される水だけを水源として、これを貯水槽に受けたのち、各方式により施設内に供給する水道で、**受水槽の有効容量の合計が 10 m³を超える施設**をいいます。

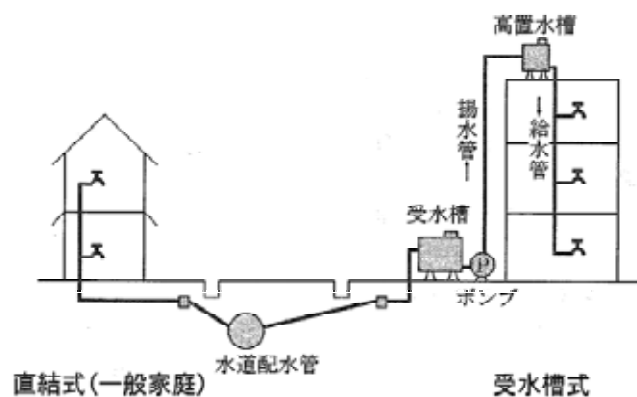
(注)

1. 貯水槽に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合、又は水道水以外の水を水源とする場合は簡易専用水道施設に該当しません。
2. 受水槽が複数あり給水管等で相互に接続している場合の有効容量は、その合計量とします。
3. 市町村等の水道事業から供給される水が、直接高置水槽等に給水されている場合は、その水槽が受水槽にあたります。

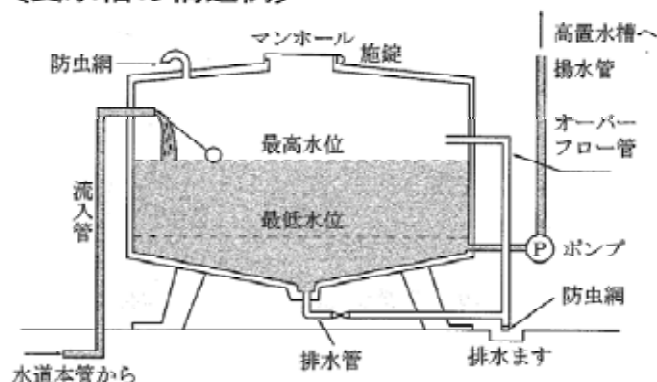
小規模簡易専用水道とは

上記の条件で、受水槽の有効容量が 10 m³以下のものは小規模簡易専用水道となります。その管理は、「日出町小規模簡易専用水道維持管理指導要綱」(別冊)で定めています。

有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。



〔受水槽の構造例〕



簡易専用水道の必要な衛生管理【水道法等で定められていること】

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法定検査） （水道法第 34 条の 2 第 2 項）

設置者は、毎年 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。主な検査内容は次のとおりです。

水槽等の外観検査

- ・受水槽、高置水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査

水質のチェック

- ・給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

書類検査

- ・設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査

大分県内の簡易専用水道、小規模貯水槽水道を検査することができる登録検査機関は次のとおりです。

- 社団法人 大分県薬剤師会（電話：（０９７）５４４－４４００）
- 財団法人 佐賀県環境科学検査協会（電話：（０９５２）２２－１６５１）
- 日東化学工業株式会社（電話：（０９３）４５１－２７１１）
- 株式会社ジェイエムエル（電話：（０９４）２３５－６９５０）
- 株式会社環境分析技術センター（電話：（０９２）９２９－４１２２）

なお、この検査を受けないと罰則が適用されることもあります。（水道法第 54 条）

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用施設は、同法の建築物環境衛生管理基準 によって、簡易専用水道の管理を行ってください。

2 設置者が行う管理

水槽の清掃を、毎年 1 回、定期におこなってください。

水槽の点検（本体亀裂の有無、パッキン及び施錠の確認、水槽上部に鳥の糞等がないこと等）を月 1 回、定期的に行い、有害物、汚水等によって水が汚染されないように措置してください。

給水栓における検査（水の色、濁り、臭い、味等）を毎日 1 回行ってください。

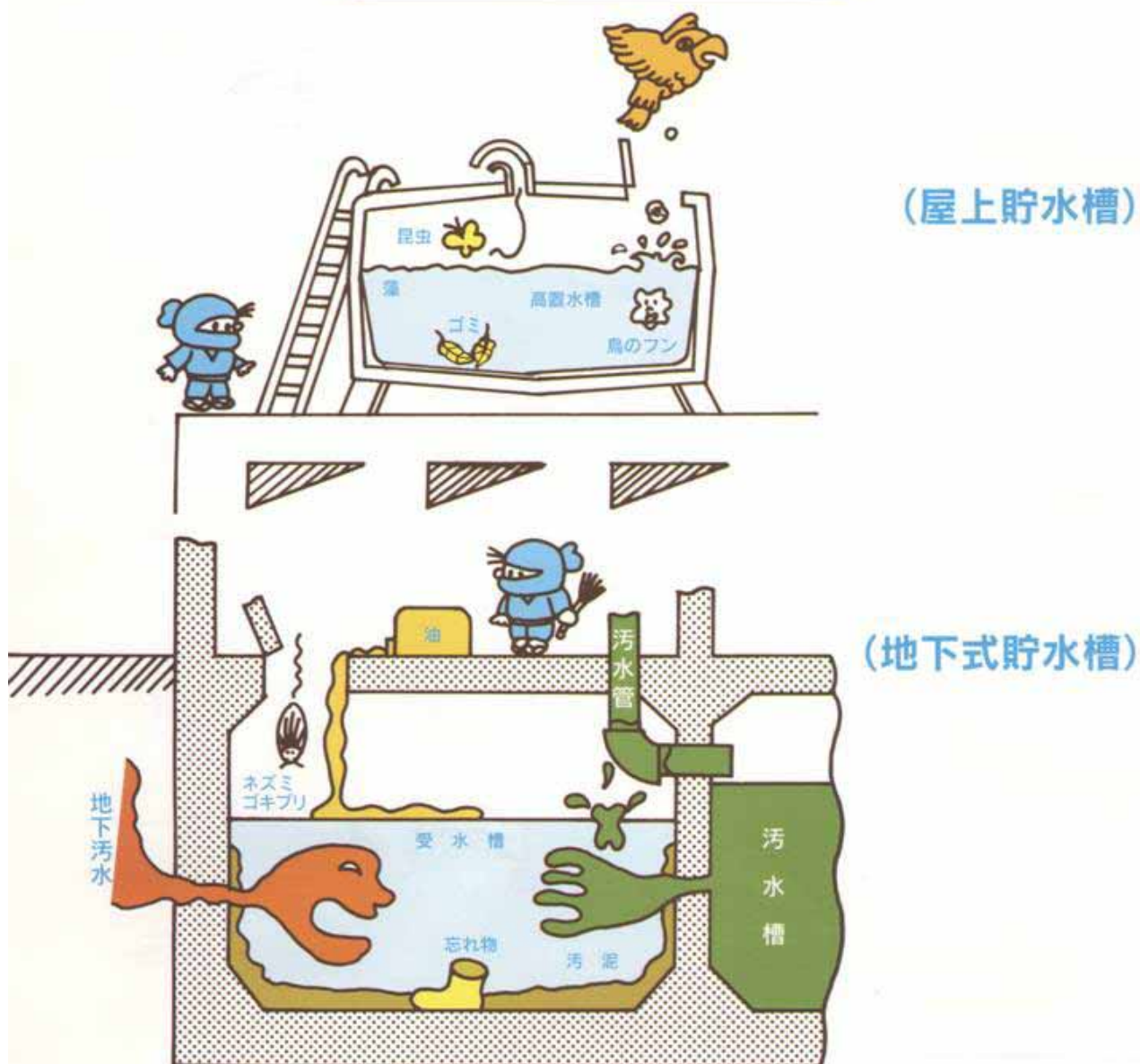
残留塩素の測定を週 1 回行い、0.1mg/L 以上あるかを確認してください。残留塩素が測定されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

異常を認めたときは、必要な事項について水質検査を受けてください。

3 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

貯水槽の汚染原因



日出町への届出

次の場合は、日出町上下水道課へ届出をしてください

- ・簡易専用水道、小規模簡易専用水道を設置するとき
- ・簡易専用水道、小規模簡易専用水道を変更又は廃止をするとき
- ・毎年1回、厚生労働大臣の登録検査機関の検査を受検したとき

汚染事故等が起きたとき

給水する水が「人の健康を害するおそれ」があることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させるとともに、日出町上下水道課、保健所へ連絡しその指導を受けてください。

給水停止は、日出町上下水道課に相談して簡易専用水道利用者の飲み水を確保してください。

水の汚染原因の除去、消毒後の給水の再開等について日出町上下水道課、保健所の指導を受けてください。